三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがに日本海系群Ａ海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	2,213
ずわいがに日本海系群Ａ海域その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第五　ずわいがに日本海系群Ｂ海域

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

870トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	26
山形県	123
新潟県	655

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがに日本海系群Ｂ海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	66
ずわいがに日本海系群Ｂ海域その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第六　ずわいがに北海道西部系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

43トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	43

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがに北海道西部系群大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第七　ずわいがにオホーツク海南部

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

1,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	125

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがにオホーツク海南部沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	875
ずわいがにオホーツク海南部その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第八　まだら本州太平洋北部系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

13,100トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
青森県	試行水準
岩手県	試行水準
宮城県	試行水準
福島県	試行水準
茨城県	試行水準